

○国家公安委員会告示第二十号

総理府

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 令第三号）附則第六項の表備考二の規

建設省

定に基づき、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関し人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を示す標章の様式を定める件（令和二年国家公安委員会告示第十四号）の一部を次のように改正し、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和三年 令第 号）の施行の日（令和三年 七月一日）から施行することとしたので、告示する。

内閣府

国土交通省

国土交通省

令和三年六月二日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

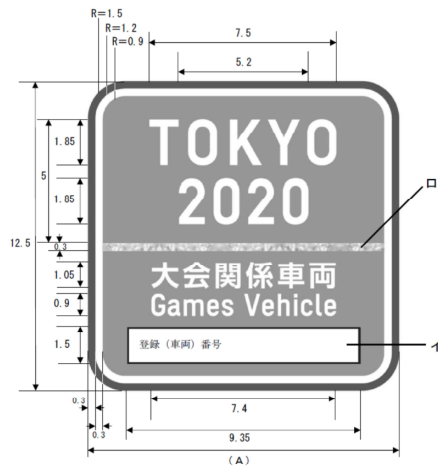
改正後

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年

総理府

建設省

第三号）附則第六項の表備考二の規定に基づき、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に關し人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を示す標章の様式を次のように定める。



- 備考 1 色彩は、縁を灰色、枠を黒色、「TOKYO2020」、「大会関係車両」及び「Games Vehicle」の文字、縁線並びにイの部分に白色、地をピンク色とする。
- 2 ロの部分にはホログラムシールを貼り付ける。
- 3 標章には、標章を交付する都道府県公安委員会又は令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第8条第1項に規定する組織委員会を印字する。
- 4 (A)は、12.5センチメートルから25センチメートルまでとする。
- 5 上図は、(A)を12.5センチメートルとしたときの寸法比率である。
- 6 「TOKYO2020」、「大会関係車両」及び「Games Vehicle」の文字の部分には反射材料を用いるものとする。

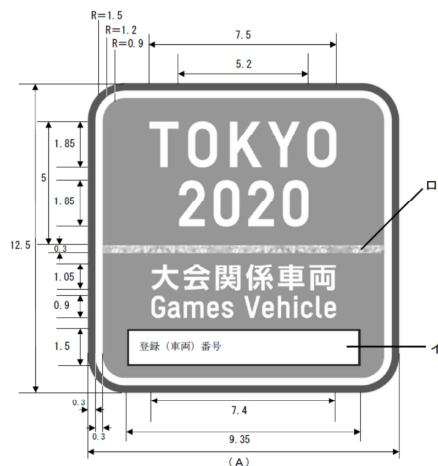
改正前

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年

総理府

建設省

第三号）附則第六項の表備考二の規定に基づき、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に關し人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を示す標章の様式を次のように定める。



- 備考 1 色彩は、縁を灰色、枠を黒色、「TOKYO2020」、「大会関係車両」及び「Games Vehicle」の文字、縁線並びにイの部分に白色、地をピンク色とする。
- 2 ロの部分にはホログラムシールを貼り付ける。
- 3 標章には、標章を交付する都道府県公安委員会又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第8条第1項に規定する組織委員会を印字する。
- 4 (A)は、12.5センチメートルから25センチメートルまでとする。
- 5 上図は、(A)を12.5センチメートルとしたときの寸法比率である。
- 6 「TOKYO2020」、「大会関係車両」及び「Games Vehicle」の文字の部分には反射材料を用いるものとする。